

# 令和3年度

## 丸亀市放課後留守家庭児童会利用について

### 1. 目的

就労等の事由により、保護者等が昼間家庭に不在な児童の為に丸亀市放課後留守家庭児童会（以下「児童会」という。）を設置し、適切な生活の場を与えて、健全な育成を図ることを目的としています。

### 2. 指導育成方針

児童会での指導は、児童の現状を理解し、個別的、集団的に行い、その実施方法は次のとおりです。

- (1) 家庭生活及び社会生活を営む上で必要な規律、礼儀、健康、安全等の基礎的生活習慣の習得を図る。
- (2) 望ましい友人関係の助長、互助、協力等の態度の育成を通して、道徳性、社会性、自立の精神を養う。
- (3) 人に優しい人間関係の重要性を認識させると共に、家庭的な雰囲気の中で豊かな情操を養う。
- (4) 家庭学習と同様の広い意味での学習の基礎を養う。

### 3. 実施主体

丸亀市教育委員会

（制度等についての問合せは教育委員会総務課までご連絡ください。電話：0877-24-8820）

### 4. 名称、位置及び対象学年

別表のとおりとします。

### 5. 休室日

日曜日、祝日、8月13日～15日、12月29日～翌年1月3日

教育委員会が指定する日（台風や感染症等で学校が休みになったり、短縮授業等で給食がない日など）

### 6. 開室時間

- ・通常は放課後から最長で午後7時まで  
保育に欠ける時間(就労時間等)に基づき利用できる時間が異なります。また、台風等により教育委員会が指定する開室時間になる場合があります。
- ・長期休業期間と土曜日及び振替休業日は、午前7時30分から最長で午後7時まで  
長期休業期間と土曜日及び振替休業日に昼食時間を超えて利用する場合は、必ず弁当を用意してください。

### 7. 利用の申請等

#### (1) 対象児童

丸亀市立小学校に就学する別表の児童であって、次のいずれかに該当するもの

- ① 保護者等が労働のため家庭を留守にしていることが常態である児童
- ② 保護者等が疾病、出産その他やむを得ない事情にあり長期間保護を受けられない児童
- ③ その他教育委員会が認める児童

**利用を希望する期間内でも、児童を保育できる方が居る日は、児童会の利用ができません。**  
**また、就労等の保育に欠ける証明書の提出ができない場合は、入会の対象になりません。**

#### (2) 利用承認申請と受付時期について

利用承認申請書等の受付は、各青い鳥教室で随時行っています。

提出前には必要書類が揃っているか、記入漏れや不備がないかを再度ご確認ください。

新一年生も、4月1日（木）から利用できます。

（環境変化への配慮も重要であり、学校生活に慣れてきた頃の5月6日（木）からの利用開始を奨励しています。）

また、長期休業期間のみ利用する場合の受付開始は、各長期休業が始まる2か月前からとします。

### (3) 面接について

新規利用の場合は、必ず事前に入会を希望する青い鳥教室へ連絡を行い、面接時間を決定した後に申請書と必要書類を持参して、支援員との面接（保護者と利用児童）を受けてください。

また、児童に心身の障がい等があると思われる場合は、受入れ態勢を考慮する必要がありますので、必ず面接時にお申し出ください。なお、障がい等の有無は児童会の入会審査とは関係ありません。

### (4) 利用の承認について

教育委員会が、提出された児童会利用承認申請書の内容を審査し、利用を承認したときは利用承認通知書を、承認しないときは利用不承認通知書を、申請を行った保護者に送付します。

なお、提出された申請内容の審査等には1週間程度かかることをご承知おきください。

また、小学校により複数の児童会がある所は状況等により、希望する児童会に入会できない場合がありますので、教育委員会から送付された利用承認通知書で決定した内容を必ず確認してください。

### (5) 利用の中止と休止について

児童会を利用する必要がなくなり中止や休止をする場合は、必ず前月末までに各青い鳥教室へ中止届出書又は休止届出書を提出してください。

届出がなければ利用していない場合でも保育料が発生し、返還はできません。また、利用期間終了後や中止届出書を提出した後に利用する場合は、再度利用承認申請書の提出が必要です。

**注意）** 利用期間や時間、住所や氏名、保護者の勤務先変更など、児童会利用承認申請書提出後に記載事項や添付書類に変更があった場合は、必ず各青い鳥教室まで連絡し、速やかに新しい必要書類を提出してください。

## 8. 出席の停止等

次のいずれかに該当するとき、教育委員会は児童会への出席を停止又は利用の承認を取り消す場合があります。

- ① 利用対象児童の要件に該当しなくなったとき。
- ② 正当な理由がなく保育料を滞納したとき。
- ③ 偽りその他不正な手段により、利用の承認を受けたとき。
- ④ 児童又はその保護者等が感染症等の疾病にかかり、他の児童に感染させるおそれがあるとき。
- ⑤ その他教育委員会が児童会の管理運営上支障があると認めるとき。

(児童が児童会等の物を壊す、他の児童や支援員に怪我を負わせるおそれがある等、危険な行為をする。)

## 9. 保護者等の送迎について

児童会を利用する児童の保護者等は、当該児童の安全を図るため、利用に際しては送迎の責務を負うものとします。

## 10. 傷害保険について

児童会は、学校の管理下を離れますので学校保険（日本スポーツ振興センター災害共済給付）の適用は受けられません。別紙の傷害保険（スポーツ安全保険）に必ず加入していただきます。

### 11. 保護者への連絡等

(1) 年度途中での児童の指導・育成、児童会の運営上必要な事項については、文書又は支援員が口頭でご連絡します。

(2) 1か月分のおやつ代700円（土曜日、長期休業期間は別途）を4月～9月分、10月～3月分で集金します。集金方法等については、各児童会の支援員からご説明します。

### 12. 一日のプログラム（通常日） ★感染症予防対策として、マスクの着用をお願いしています。

放課後から	→	→	→	→	→	最長で午後7時まで
持ち物の整理 出欠確認	※宿題	おやつ	室内外遊び	帰りの会 清掃	帰宅	

※児童会では、宿題を行う習慣を付ける支援はしますが、一般的な塾のようなことは行いません。

また、集団生活の中では、友達同士のトラブルや突発的な怪我などが発生する場合があります。

安全管理上、最善の対応に努めてまいります。ご理解いただきますようお願いいたします。

### 1.3. 保育料について

利用する月に、選んだ利用区分の合計金額が、その月の保育料になります。

利用区分		利用する月											
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
学校がある日 と8月	(1)午後5時まで利用	3,000円	3,000円	3,000円	2,000円	6,000円	3,000円	3,000円	3,000円	3,000円	3,000円	3,000円	3,000円
	(2)午後6時まで利用	4,000円	4,000円	4,000円	3,000円	7,000円	4,000円	4,000円	4,000円	4,000円	4,000円	4,000円	4,000円
	(3)午後7時まで利用	5,000円	5,000円	5,000円	4,000円	8,000円	5,000円	5,000円	5,000円	5,000円	5,000円	5,000円	5,000円
と土曜日 長期休業	(4)長期休業期間利用	1,500円			3,500円						1,000円	1,000円	1,500円
	(5)土曜日利用	1,500円	1,500円	1,500円	1,500円	1,500円	1,500円	1,500円	1,500円	1,500円	1,500円	1,500円	1,500円

長期休業で利用可能な期間は、下表のとおりです。

なお、日曜と祝日は休室日となり、土曜日も利用する場合は、申請が必要です。

4月	4月1日～4月5日	学年始休業日
7月	7月21日～7月31日	夏季休業日
8月	8月1日～8月31日（13～15日を除く）	
12月	12月25日～12月28日	冬季休業日
1月	1月4日～1月6日	
3月	3月25日～3月31日	学年末休業日

(1) 同一世帯から2人以上の児童が利用している場合、2人目の保育料は半額（1／2の料金）に、3人目以降の保育料は更に半額（1／4の料金）に減額されます。

(2) 既納の保育料は還付しません。

保護者や児童の都合により児童会を休んだ場合や月の途中で利用を中止する場合でも、その月の保育料は全額必要となりますので、ご承知おきください。

なお、**還付が発生した場合は、保育料振替口座へ送金します。**

(3) 生活保護、児童扶養手当及び丸亀市就学奨励費等の受給者は減免制度もありますので、申請時に問い合わせていただき、児童会保育料減免申請書と必要な添付書類を提出してください。

#### 保育料のお支払い方法について

**保育料は、口座振替で毎月10日に納入していただきます。**

「丸亀市預金口座振替依頼書」に必要事項を記入し、振替口座の通帳と印鑑を持参して、希望する金融機関で速やかに手続を行ってください。

なお、一度手続をされると、年度ごとの再手続は不要です。

- ・ 10日が金融機関休業日の場合は、翌営業日に振替となります。
- ・ **4月分と5月分の保育料は5月10日（月）に合計金額を口座振替します。**
- ・ 口座振替後、領収証は発行しませんので、振替口座の通帳記入にてご確認ください。
- ・ 振替口座を変更する場合や書き損じたときの「丸亀市預金口座振替依頼書」は各金融機関にあります。

別表（名称・位置・対象学年）

名 称	位 置	電話番号	対 象 学 年
城乾第1青い鳥教室	中府町五丁目15番1号 城乾小学校敷地内	24-7155	全学年
城乾第2青い鳥教室	中府町五丁目15番1号 城乾小学校内	24-1070	全学年
城坤第1青い鳥教室	今津町348番地 城坤小学校内	24-4151	全学年
城坤第2青い鳥教室	今津町 城坤小学校敷地内	24-7327	全学年
城坤第3青い鳥教室	今津町348番地 城坤小学校内	24-0460	全学年
城北青い鳥教室	瓦町95番地 城北小学校内	24-7388	全学年
城西第1青い鳥教室	六番丁12番地 城西小学校内	24-7708	全学年
城西第2青い鳥教室	六番丁12番地 城西小学校内	22-9271	全学年
城南第1青い鳥教室	田村町973番地 城南小学校東隣	24-8753	全学年
城南第2青い鳥教室	田村町973番地 城南小学校東隣	24-8761	全学年
城南第3青い鳥教室	田村町973番地 城南小学校東隣	24-8762	全学年
城東第1青い鳥教室	土器町西五丁目113番地 城東小学校敷地内	24-8798	全学年
城東第2青い鳥教室	土器町西五丁目113番地 城東小学校敷地内	24-4714	全学年
城東第3青い鳥教室	土器町西五丁目113番地 城東小学校敷地内	24-0410	全学年
城辰第1青い鳥教室	川西町北151番地 城辰小学校内	28-1817	全学年
城辰第2青い鳥教室	川西町北151番地 城辰小学校内	28-1655	全学年
郡家第1青い鳥教室	郡家町790番地1 郡家小学校敷地内	28-1820	全学年
郡家第2青い鳥教室	郡家町790番地1 郡家小学校敷地内	28-9071	全学年
郡家第3青い鳥教室	郡家町790番地1 郡家小学校敷地内	28-5020	全学年
飯野第1青い鳥教室	飯野町西分113番地 飯野小学校敷地内	24-5513	全学年
飯野第2青い鳥教室	飯野町西分甲45番地1	22-2262	全学年
垂水第1青い鳥教室	垂水町1408番地 垂水小学校敷地内	28-6561	全学年
垂水第2青い鳥教室	垂水町1408番地 垂水小学校敷地内	28-1823	全学年
垂水第3青い鳥教室	垂水町1408番地 垂水小学校内	28-0775	全学年
岡田第1青い鳥教室	綾歌町岡田下217番地 岡田小学校内	86-5505	全学年
岡田第2青い鳥教室	綾歌町岡田下217番地 岡田小学校内	86-1311	全学年
栗熊青い鳥教室	綾歌町栗熊東323番地 栗熊小学校内	86-1881	全学年
富熊青い鳥教室	綾歌町富熊1227番地 富熊小学校内	86-2221	全学年
飯山南第1青い鳥教室	飯山町上法軍寺1165番地1 飯山南小学校敷地内	98-1022	全学年
飯山南第2青い鳥教室	飯山町上法軍寺1206番地 飯山南小学校内	98-2701	全学年
飯山北第1青い鳥教室	飯山町川原1874番地 飯山北小学校内集いの木の家1階	98-0411	全学年
飯山北第2青い鳥教室	飯山町川原1874番地 飯山北小学校内集いの木の家2階	98-0421	全学年

土曜日以外は通っている小学校の青い鳥教室で、土曜日は教育委員会が指定した青い鳥教室で保育を行います。お問い合わせは小学校ではなく、入会を希望する青い鳥教室までお願いします。